



労組周辺動向 No.47

2018年11月2日現在

1. 法・政策

(1) 厚生労働省、同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台を提示

厚生労働省が最新の「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台」を第13回労働政策審議会 職業安定分科会 雇用・環境均等分科会 同一労働同一賃金部会に提示した。

「同一労働同一賃金ガイドラインのたたき台（短時間・有期雇用労働者に関する部分）」は以下（日本語）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12602000/000369141.pdf>

(2) 70歳就労へ法整備指示ー未来投資会議

政府は10月22日、未来投資会議（議長・安倍晋三首相）を開き、健康で意欲のある人が70歳まで働ける機会を確保する制度づくりも進めるとした。首相は2019年夏までに制度の方針を具体化するよう関係閣僚に指示した。「生涯現役社会」の実現へ2019年夏に決定する3カ年の工程表にも反映させる。

「未来投資会議（第20回）」は以下で（日本語）。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai20/index.html>

(3) 厚生労働省が「高度プロフェッショナル」5業種を提示

厚生労働省は、高収入の一部専門職を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度」について、省令に盛り込む「金融商品開発・金融ディーラー・アナリスト・コンサルタント▽研究開発」の5業種を労働政策審議会の分科会に提示した。

詳細は省令で定めることになっており、厚生労働省は年収要件を1,075万円とするたたき台を示している。

「第148回労働政策審議会 労働条件分科会」は以下（日本語）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000024580_00008.html

(4) 入管法改正案、閣議決定：外国人の就労資格拡大へ

政府は、外国人労働者の受け入れを拡大するため、新在留資格「特定技能」の創設を盛り込

んだ出入国管理法の改正案を決定した。これまで医師や弁護士など「高度な専門人材」に限ってきた外国人の就労資格を単純労働にも広げる政策転換になる。政府・与党は臨時国会で改正案を成立させ、来年4月1日の施行をめざす。

政府は併せて、法務省の入国管理局を「出入国在留管理庁」に格上げするための法務省設置法の改正案も閣議決定した。増加が見込まれる外国人の出入国の審査や、在留管理を強化する。

「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の骨子について」は以下（日本語）。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/dai2/siryou1.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 日立と実習生、補償大枠合意

技能実習生が加入した労働組合と日立製作所との団体交渉が10月19日に下松市であり、賃金補償で大枠合意した。実習生は損害賠償請求訴訟を見送る方針だ。

日立はこの日、国側から実習中止の処分を受けた場合、残りの実習期間約2年分の基本賃金を補償する考えを示し、実習生側が受け入れた。

(2) 福岡労働局：「無期転換直前の雇い止めは無効の可能性あり」と河合塾に指摘

大手予備校「河合塾」の福岡校などで29年間講師として働き、有期契約の非正規労働者が無期契約に変わることができる「無期転換ルール」の適用直前になって雇い止めになった男性について、福岡労働局が9月、「雇い止めが無効の可能性はある」と河合塾に文書で指摘していた。

雇い止めとなっ講師は、1989年から講師として河合塾で働き、近年は1年契約を6回更新して福岡校や北九州校で教えてきたが、無期転換の申し込み権を得る直前の3月末で更新されなかった。

(3) 「休みは人をダメにする」と言われ…未払い賃金求め提訴

福岡県内の福祉施設に勤める20代の男性と元職員の30代の男性が、休みなしで昼夜の勤務を強いられて残業代や割増賃金を支払われなかったとして、施設を運営する会社を相手取り、未払い賃金計約3470万円などの支払いを求める訴えを福岡地裁行橋（ゆくはし）支部に起こした。

契約では就業時間は1日7時間、休日は月8日とされていた。だが、実際には朝から夕方まで触法障害者らの就労支援施設で指導業務などにあたり、夕方から翌朝まではグループホームで入所者の見守りなどを命じられ、休みは一切なかったという。休日を求めると同社の

代表から「休みは人をダメにする」「土日と深夜はボランティアだ」と言われたという。

(4) 障害者求人への差別的な条件、使い回しが中央省庁と28都県でも

都道府県のうち少なくとも28都県や財務省など複数の中央省庁で、障害者の職員を募集する際に「自力で通勤できる」などとの条件を課していたことが明らかになった。厚生労働省は、障害者の採用差別を禁じた法律の趣旨に反するとみている。行政機関では障害者雇用数の水増しが発覚したばかり。障害者雇用への意識の低さが改めて問われる事態となっている。

障害者の募集・採用については、2016年4月施行の改正障害者雇用促進法で差別が禁じられた。車いすの使用などを理由に除外することなどが禁止事項として想定されている。法律は企業が対象だが、行政機関もこの趣旨にそった運用が求められるとされている。

(5) 教授会で人格侵害発言—英国籍の元准教授女性が立命館提訴

立命館大学の教授会内で人格を侵害する発言を受け、学内でパワーハラスメントと認定されたにも関わらず大学の救済措置が取られなかったとして、英国籍で同大学の元准教授ブレイク・ヘイズさんが1日、学校法人立命館（京都市中京区）に対して、慰謝料など7千万円の損害賠償を求める訴えを京都地裁に起こした。

ヘイズさんは2009年から国際関係学部の准教授に就き、労働経済学の研究に取り組んできた。学部長から教授への立候補を打診され、2015年に学部教授会で昇任審査を受けた。その際、研究科長の男性教授らから、博士号取得に詐称の疑いがあるなど虚偽の発言をされ、投票の結果、昇任が認められなかったという。

学内のハラスメント防止委員会は17年、教授らの発言が、職務上の地位や人間関係の優位性を利用してと指摘。「精神的・身体的苦痛を与え、就労上の権利、人格、尊厳を侵害する言動」だったとし、昇任投票に「否定的な影響を与えた」と判断した。しかし大学側は決定内容を公表せず、学部も教授会の決定を変更しないなど救済措置を取らなかった。

原告は同年3月末に定年退職し、教授昇任の再投票などを求めて京都簡裁に調停を申し立てたが不成立で終わった。

3. 情勢・統計

(1) 就業者数6,715万人で過去最高を更新—9月労働力調査

総務省が発表した9月の労働力調査で、就業者数（原数値）が6,715万人となり、4カ月ぶりに比較可能な1953年以降の過去最高を更新した。一方、就業率や新規求人倍率も過去最高となり、雇用情勢の改善とともに人手不足感もさらに強まっている。

就業者数は、男性の前年同月比36万人増に対し、女性は同82万人増で伸びが目立った。

就業率も上がり、生産年齢人口（15～64歳）は同1.5ポイント上昇の77.3%だった。女性の就業率70.3%とともに、比較可能な1968年以降の過去最高を更新した。

「労働力調査（基本集計）平成30年（2018年）9月分」は以下で（日本語）。

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

(2) 2人に1人の県も 外国人依存 “若い働き手” 福岡県教育委員会は2019年度の県立外国人材の受け入れ拡大のため出入国管理法の改正案が閣議決定されたが、深刻な人手不足を背景に若い働き手を中心にすでに外国人労働者への依存が進んでいる。

日本で働く外国人の労働者は、去年10月末の時点で1,278,670人と過去最多となっていて、おととしの10月の時点と比べておよそ194,000人、率にして18%増加している。

日本人を含めた労働者全体に占める割合は1.9%で、51人に1人は外国人という計算になる。

このうち、さまざまな産業で担い手不足が深刻な20代、30代の若者の働き手に注目すると、外国人労働者への依存が特に進んでいることが見てとれる。

平成27年の国勢調査の結果をもとに産業別に20代、30代の労働者のうち外国人が占める割合が分析された。

その結果、最も割合が高かったのは農業で7.1%と14人に1人は外国人が占める。次いで、漁業が6.1%で16人に1人、製造業が4.7%で21人に1人、などとなっています。

これを都道府県別に分析すると、農業では外国人が占める割合が最も高かったのが茨城県で29.6%と3人に1人、次いで香川県で19.2%と5人に1人、長野県で17.3%と6人に1人、などとなっている。

また、漁業では広島県が52.6%と2人に1人、高知県が32.4%と3人に1人、宮崎県が24.1%と4人に1人を外国人が占める。